

## 社会福祉法人 正峰会 役員報酬及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 正峰会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が法人の業務のために旅行したときは、その費用を職員の旅費規定に準じて支給する。

(役員及び評議員報酬)

第4条 理事長は本規定により報酬月を定め、受け取る事ができる。

報酬月額 600,000円

2 役員および評議員は、理事会及び評議員会の都度、一人一律2,000円を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

付 則

この規定は、平成19年10月1日から施行する。

平成27年11月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正